

赤穂市国民健康保険運営協議会資料

と き 令和7年1月20日（月）

午後1時より

ところ 赤穂市役所 6階 第2委員会室

赤穂市国民健康保険

赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和7年1月現在)

区分	氏名	摘要
被保険者代表	大前 和弘	
	大道 訓敏	
	西中 和美	
	伊澤 節子	
医師 歯科医師 薬剤師代表	渡邊 節雄	(一社)赤穂市医師会会長
	田淵 誠一	(一社)赤穂市医師会副会長
	赤井 高之	(一社)相生・赤穂市郡歯科医師会副会長
	寺田 晋一郎	赤相薬剤師会会長
公益代表	土遠 孝昌	赤穂市議会議長
	榊 悠太	赤穂市議会民生生活委員長
	矢野 英樹	赤穂市自治会連合会会長
	山田 和子	日本赤十字社赤穂市地区赤十字奉仕団委員長

任期は、令和7年3月31日まで

(資 料 目 次)

1. 令和7年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針	…	1～6
2. 第1表 令和6年度決算見込	…	7, 8
3. 第2表 令和7年度予算(案)前年度比較	…	9, 10
4. 第3表 令和7年度予算(案)予算区分別	…	11, 12
5. 第4表 令和7年度一般会計繰入金及び保険税算出基礎	…	13
6. 第5表 世帯数・被保険者数・診療費の年次別推移	…	14
7. 国民健康保険に関する用語解説	…	15

令和7年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針

1 はじめに

国民健康保険（以下「国保」という。）をはじめ、医療保険制度を取り巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、今後も医療費は高い水準で推移し、引き続き厳しい財政状況となることが見込まれます。

とりわけ、国保制度においては、加入者の多くは所得が低く、年齢構成が高く医療費水準が高いという構造的な課題を抱えており、わが国の国民皆保険の中核として、地域医療の確保や地域住民の健康増進に大きな役割を担っていくためには、引き続き、兵庫県内の保険料水準統一に向けた取組や医療費適正化対策を推進し、財政基盤の強化や国保事業の安定化を図っていく必要があります。

本市においては、保険者の責務を十分に認識し、地域住民の生活に即したきめ細かな事業を担うとともに、住民の健康の保持・増進に努め、県下一体となって全ての世代が安心して医療が受けられる国保事業の安定的な運営に取り組むことが求められています。

参考（令和7年度医療保険制度等に係る主な改正予定項目：国保関係）

- | | |
|--|---|
| 1 保険料(税)の賦課(課税)限度額の改正 | (令和7年4月施行) |
| 医療分：65万円→66万円 ・ 後期分：24万円→26万円 | |
| 2 低所得者に係る応益保険料(税)軽減措置の見直し | (同上) |
| ① 5割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ | |
| (現行) 基準額 | $43万円 + 29.5万円 \times \text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ |
| (改正後) 基準額 | $43万円 + 30.5万円 \times \text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ |
| ② 2割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ | |
| (現行) 基準額 | $43万円 + 54.5万円 \times \text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ |
| (改正後) 基準額 | $43万円 + 56万円 \times \text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ |
| 3 薬価改定 | (同上) |
| 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、価格乖離の大きな品目についての薬価改定が行われる。 | |
| 4 高額療養費制度の見直し | (令和7年8月施行) |
| 現役世代をはじめとする被保険者の保険税負担の軽減等を図るため、所得区分に応じた自己負担限度額の見直しが行われる。 | |

2 令和6年度赤穂市国保財政の状況

(1) 歳入

- ア 保険税の総額は、744,278千円となる見込みです。
- イ 県支出金である保険給付費等交付金については、医療費等の実績に応じて交付される見込みです。
- ウ 令和5年度からの繰越金7,990千円については、保険給付費等交付金の返還金に充当しました。
- エ 高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、1人当たり医療費は依然として高い水準にありますが、一般会計から市単独支援額8,357千円を含む378,500千円を繰入れ、財政調整基金の取崩しにより財源調整を行うこととしています。
- オ 以上により、歳入総額は、4,795,100千円と見込んでいます。

(2) 歳出

- ア 療養給付費の算定基礎となる医療費は、過去の医療費実績及び最近の医療費の動向を考慮した結果、以下のとおりとなる見込みです。

	決算見込額	前年度決算額	前年度決算比
総費用額	3,957,169千円	4,245,105千円	6.78%減
1人当たり医療費	482,582円	496,271円	2.76%減
療養給付費	2,928,306千円	3,155,064千円	7.19%減

- イ 県へ納付する国保事業費納付金は、1,181,132千円(⑤1,193,880千円、前年度決算比1.07%減)となる見込みです。
- ウ 以上により、歳出総額は、4,795,100千円(⑤5,022,756千円、前年度決算比4.53%減)と見込んでいます。

3 令和7年度赤穂市国保事業の運営

(1) 基本方針

- ア 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、県下の市町の中で上位となっており、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などにより依然として高い傾向にあります。令和7年度の医療費総額は、県から示された保険給付費額を基に見込んでいます。
- イ 医療費適正化に向けた対策として、市民の健康な生活習慣の確立など、健康寿命の延伸に向けた保健事業を第3期データヘルス計画に則り実施するとともに、特定健康診査・特定保健指導を第4期計画に基づき適切に実施します。
- ウ 保険税収納率向上対策の一環として、長期滞納者などに対する納税相談、特別療養費制度等を通じた面談機会の確保、また、コンビニ・クレジットカード収納やペイジー口座振替受付サービスなどを実施します。

(2) 保険税率等の改正方針

税率等については、県内の保険料水準の統一に向けて、年度間負担の公平性を確保する観点から、令和5年度より計画的・段階的に改正を行う方針としています。令和7年度についても、県算定の標準保険税率を基に税率等を引き上げることとします。

課税限度額については、法令の改正により全体で109万円まで引き上げられることとなるため、被保険者間の保険税負担の公平性を確保する観点から、政令で定められたとおり引き上げることとします。

低所得者に係る保険税軽減措置については、物価の上昇傾向を踏まえて、低所得者が負担軽減対象から外れないようにするため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を引き上げることとします。

【保険税率等の改定状況】

区 分		R3	R4	R5	R6	R7 (案)	県算定 標準税率
基礎分 (医療給付 費分)	所得割税率	7.49%	7.49%	7.44%	7.45%	7.48%	7.55%
	均等割額	24,500円	24,500円	25,900円	27,400円	29,300円	33,000円
	平等割額	16,500円	16,500円	17,300円	18,200円	19,300円	21,500円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.69%	2.69%	2.70%	2.80%	2.88%	3.05%
	均等割額	9,400円	9,400円	9,800円	10,600円	11,400円	13,000円
	平等割額	6,700円	6,700円	6,900円	7,300円	7,700円	8,500円
介護納付 金分	所得割税率	2.12%	2.12%	2.23%	2.37%	2.44%	2.60%
	均等割額	8,500円	8,500円	9,600円	10,800円	11,900円	14,000円
	平等割額	4,400円	4,400円	4,900円	5,400円	6,000円	7,000円

ア 税率等及び課税限度額の改正

税率等については、以下のとおり改正することとします。

区 分		現 行	令和7年度 保険税率 改正案	改正額(率)	影響率
基 礎 分 (医療給付費 分)	所得割税率	7.45%	7.48%	0.03%増	0.40%
	均等割額	27,400円	29,300円	1,900円増	6.93%
	平等割額	18,200円	19,300円	1,100円増	6.04%
	課税限度額	65万円	66万円	1万円増	1.54%
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.80%	2.88%	0.08%増	2.86%
	均等割額	10,600円	11,400円	800円増	7.55%
	平等割額	7,300円	7,700円	400円増	5.48%
	課税限度額	24万円	26万円	2万円増	8.33%
介護納付金分	所得割税率	2.37%	2.44%	0.07%増	2.95%
	均等割額	10,800円	11,900円	1,100円増	10.19%
	平等割額	5,400円	6,000円	600円増	11.11%
	課税限度額	17万円	17万円	据置	—

イ 低所得者に係る応益保険税の軽減判定所得基準の改正

物価の上昇傾向を踏まえて、低所得者が応益保険税の軽減対象から外れないようにするため、5割軽減及び2割軽減の対象となる応益保険税の措置軽減については、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずる金額を5割軽減は30.5万円（現行29.5万円）、2割軽減は56万円（現行：54.5万円）に引き上げることとします。

ウ 改正による影響額等

全体平均

(単位:円)

	現行	改正	比較	比較		影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	93,166	96,931	3,765	296	3,469	4.04%
1世帯当り調定額	135,048	140,505	5,457	428	5,029	4.04%

(1) 基礎(医療給付費)分

(単位:円)

	現行	改正	比較	比較		影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	62,478	64,568	2,090	175	1,915	3.35%
1世帯当り調定額	90,564	93,594	3,030	254	2,776	3.35%

(2) 後期高齢者支援金等分

(単位:円)

	現行	改正	比較	比較		影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	23,727	24,964	1,237	121	1,116	5.21%
1世帯当り調定額	34,393	36,186	1,793	175	1,618	5.21%

(3) 介護納付金分

(単位:円)

	現行	改正	比較	比較		影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	22,724	24,152	1,428	0	1,428	6.28%
1世帯当り調定額	26,187	27,833	1,646	0	1,646	6.29%

(3) 歳出

ア 医療費の状況

令和7年度の医療費の算出に当たっては、県から示された保険給付費額に基づき、以下のとおり見積もりました。療養費など、その他の保険給付費については、過去の医療費実績及び最近の医療費の動向を考慮し、所要額を算出しました。

	金額	前年度決算見込比
総費用額	3,933,108千円	0.61%減
1人当たり医療費	497,862円	3.17%増
療養給付費	2,910,500千円	0.61%減

イ 国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業費納付金は、県から示された額に基づき1,172,245千円を見込みました。

ウ 保健事業費

保健事業費は、保険税収入額の6.01%、45,062千円を見込みました。

医療費通知、医療受診状況及び疾病分類調査などを継続して実施するほか、引き続きジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担軽減額の通知を行うことにより更なる使用促進に努めます。

生活習慣病健診一部負担助成については、引き続き一次健診（無料）及び二次健診の一部負担助成を行い、健康増進と医療費の適正化に努めます。

国保保健指導事業については、引き続き特定健診未受診者への訪問、電話による受診勧奨、人工知能活用による対象者の健康意識特性に応じた受診勧奨や、医療機関重複・頻回受診者への訪問指導、糖尿病の医療未受診者や医療中断者であって生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対する訪問指導などを行います。

エ 以上により、歳出総額は、4, 760, 000千円と見積りました。

(4) 歳入

ア 保険税

保険税総額は、以下のとおり見込みました。

・医療給付費分保険税総額	501, 366千円
・後期高齢者支援金分保険税総額	192, 661千円
・介護納付金分保険税総額	55, 755千円
合計	749, 782千円

イ 県支出金

県支出金は、県から示された額に基づき、以下のとおり計上しました。

・普通交付金（保険給付費に要する費用）	3, 426, 404千円
・特別交付金（保険者努力支援交付金など）	122, 300千円
合計	3, 548, 704千円

ウ 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、以下のとおり見込みました。

①保険基盤安定制度等による繰入金	249, 262千円
②職員給与費等繰入金	61, 845千円
③出産育児一時金繰入金	6, 000千円
④財政安定化支援事業による繰入金	67, 231千円
⑤その他一般会計繰入金	8, 144千円
合計	392, 482千円

エ 基金繰入金

財政調整基金の残高見込額141, 526千円のうち、42, 500千円を繰り入れて財源調整を行うこととしています。

オ 以上により、歳入総額は、4, 760, 000千円と見積りました。

以上、令和7年度における本市国保事業の推進にあたっては、安定した制度維持のため、県と連携を図りながら適正な運営に努めます。

令和6年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込

第1表

(単位:千円)

費目	歳入			説明
	現計予算額 (A)	決算見込額 (B)	比較 (B)-(A)	
1 国民健康保険税	741,686	744,278	2,592	
医療給付費分	499,181	500,070	889	現年課税分 481,961 滞納繰越分 18,109
後期高齢者支援金分	188,613	190,431	1,818	現年課税分 183,393 滞納繰越分 7,038
介護納付金分	53,892	53,777	△ 115	現年課税分 50,826 滞納繰越分 2,951
2 一部負担金	1	0	△ 1	
3 手数料	350	350	0	督促手数料
4 国庫支出金	8,500	5,049	△ 3,451	
5 県支出金	3,914,814	3,580,271	△ 334,543	普通交付金 3,450,687 特別交付金 129,584 特別調整交付金 24,233 特定健康診査等負担金 10,774 保険者努力支援交付金 25,357 県繰入金分 69,220
6 財産収入	329	437	108	財政調整基金収入
7 繰入金	449,827	438,500	△ 11,327	
一般会計繰入金	381,916	378,500	△ 3,416	保険基盤安定等繰入金 244,589 職員給与費等繰入金 54,210 出産育児一時金繰入金 4,333 財政安定化支援事業繰入金 67,011 その他一般会計繰入金 8,357
基金繰入金	67,911	60,000	△ 7,911	
8 繰越金	7,990	7,990	0	前年度繰越金
9 諸収入	12,803	18,225	5,422	
歳入合計	5,136,300	4,795,100	△ 341,200	

(単位:千円)

歳 出				
費 目	現計予算額 (A)	決算見込額 (B)	比 較 (A)-(B)	説 明
1 総務費	93,150	74,080	19,070	総務管理費 71,712 徴税費 1,991 運営協議会費 377
2 保険給付費	3,776,446	3,457,699	318,747	療養給付費 2,928,306 療養費 27,300 審査支払手数料 8,094 高額療養費 476,384 移送費 100 出産育児諸費 6,503 葬祭諸費 4,000 結核医療諸費 12 精神医療諸費 7,000
3 国保事業費納付金	1,181,132	1,181,132	0	医療給付費分 824,122 後期高齢者支援金等分 269,047 介護納付金分 87,963
4 保健事業費	44,783	42,702	2,081	健康奨励関係 2,740 一般事務関係 127 医療費通知関係 2,280 後発医薬品差額通知関係 594 特定健康診査等事業 24,863 未受診者対策等事業 12,098
5 公債費	500	100	400	一般公債費(利子)
6 諸支出金	38,960	38,950	10	
7 積立金	329	437	△ 108	財政調整基金積立金
8 予備費	1,000	0	1,000	
歳 出 合 計	5,136,300	4,795,100	341,200	

令和7年度赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第2表

(単位:千円)

費目	歳入			説明
	本年度(当初)	前年度(当初)	差引	
1 国民健康保険税	749,782	741,686	8,096	
医療給付費分	501,366	499,181	2,185	現年課税分 482,902 滞納繰越分 18,464
後期高齢者支援金分	192,661	188,613	4,048	現年課税分 186,700 滞納繰越分 5,961
介護納付金分	55,755	53,892	1,863	現年課税分 53,188 滞納繰越分 2,567
2 一部負担金	1	1	0	
3 手数料	350	350	0	督促手数料
4 国庫支出金	7,700	0	7,700	
5 県支出金	3,548,704	3,921,414	△ 372,710	普通交付金 3,426,404 特別交付金 122,300 特別調整交付金 19,992 特定健康診査等負担金 10,666 保険者努力支援交付金 23,667 県繰入金分 67,975
6 財産収入	477	329	148	財政調整基金収入
7 繰入金	434,982	433,416	1,566	
一般会計繰入金	392,482	379,716	12,766	保険基盤安定等繰入金 249,262 職員給与費等繰入金 61,845 出産育児一時金繰入金 6,000 財政安定化支援事業繰入金 67,231 その他一般会計繰入金 8,144
基金繰入金	42,500	53,700	△ 11,200	
8 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
9 諸収入	18,003	12,803	5,200	
歳入合計	4,760,000	5,110,000	△ 350,000	

医療分	4,406,782	4,752,990	△ 346,208
後期分	268,306	269,047	△ 741
介護分	84,912	87,963	△ 3,051

(単位:千円)

歳 出				
費 目	本年度(当初)	前年度(当初)	差 引	説 明
1 総務費	92,850	89,050	3,800	総務管理費 89,616 徴税費 2,820 運営協議会費 414
2 保険給付費	3,433,416	3,776,446	△ 343,030	療養給付費 2,910,500 療養費 26,300 審査支払手数料 8,000 高額療養費 468,000 移送費 100 出産育児諸費 9,004 葬祭諸費 4,500 結核医療諸費 12 精神医療諸費 7,000
3 国保事業費納付金	1,172,245	1,181,132	△ 8,887	医療給付費分 819,027 後期高齢者支援金等分 268,306 介護納付金分 84,912
4 保健事業費	45,062	44,783	279	健康奨励関係 2,860 一般事務関係 891 医療費通知関係 2,851 後発医薬品差額通知関係 120 特定健康診査等事業 24,434 未受診者対策等事業 13,906
5 公債費	500	500	0	一般公債費(利子)
6 諸支出金	14,450	16,760	△ 2,310	
7 積立金	477	329	148	財政調整基金積立金
8 予備費	1,000	1,000	0	
歳 出 合 計	4,760,000	5,110,000	△ 350,000	

医 療 分	4,406,782	4,752,990	△ 346,208
後 期 分	268,306	269,047	△ 741
介 護 分	84,912	87,963	△ 3,051

令和7年度赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第3表

(単位:千円)

		歳 入			
科 目		医 療	後 期	介 護	合 計
国民健康保険税	現年課税分	482,902	186,700	53,188	749,782
	滞納繰越分	18,464	5,961	2,567	
一部負担金		1			1
手数料		350			350
国庫支出金		7,700			7,700
県支出金	普通交付金	3,426,404			3,548,704
	特別交付金	122,300			
財産収入		477			477
一般会計繰入金	保険基盤安定等	164,407	64,254	20,601	392,482
	職員給与費等	61,845			
	出産育児一時金	6,000			
	財政安定化支援事業	67,231			
	その他	8,144			
基金繰入金		22,553	11,391	8,556	42,500
繰越金		1			1
諸収入		18,003			18,003
歳 入 合 計		4,406,782	268,306	84,912	4,760,000
前 年 度		4,752,990	269,047	87,963	5,110,000
増 減		△ 346,208	△ 741	△ 3,051	△ 350,000

(単位:千円)

		歳 出			
科 目		医 療	後 期	介 護	合 計
総務費	総務管理費	89,616			92,850
	徴税費	2,820			
	運営協議会費	414			
保険給付費	療養給付費	2,910,500			3,433,416
	療養費	26,300			
	審査支払手数料	8,000			
	高額療養費	468,000			
	移送費	100			
	出産育児諸費	9,004			
	葬祭諸費	4,500			
	結核医療諸費	12			
	精神医療諸費	7,000			
国保事業費納付金		819,027	268,306	84,912	1,172,245
保健事業費		45,062			45,062
公債費		500			500
諸支出金		14,450			14,450
積立金		477			477
予備費		1,000			1,000
歳 出 合 計		4,406,782	268,306	84,912	4,760,000
前 年 度		4,752,990	269,047	87,963	5,110,000
増 減		△ 346,208	△ 741	△ 3,051	△ 350,000

令和7年度一般会計繰入金及び保険税算出基礎

第4表

1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

区 分				金 額
(1) 保険基盤安定制度等による繰入金				249,262
	医療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	
低所得者保険税軽減額	109,290	42,856	14,395	
保険者支援分	53,719	20,852	6,206	
未就学児均等割保険税軽減額	1,290	510	—	
産前産後保険税軽減額	108	36	0	
(2) 職員給与費等繰入金				61,845
(3) 出産育児一時金繰入金 (500千円×18件) ×2/3				6,000
(4) 国保財政安定化支援事業による繰入金				67,231
	保険税負担能力が低いことによる支援額		50,912	
	年齢構成差による支援額		16,319	
(5) その他一般会計繰入金				8,144
	保健事業費分 (健康奨励事業)		1,144	
	市単独支援分/福祉医療波及分		7,000	
小 計	[(2)+(3)+(4)+(5)]			143,220
繰入金合計	[(1)+(2)+(3)+(4)+(5)]			392,482

2. 保険税賦課総額 (医療分+後期分)

(単位：千円)

区 分		金 額
1 歳出総額		4,760,000
2 歳入総額 (現年課税分、繰入金を除く)		3,655,416
3 歳入歳出不足額 (1-2)		1,104,584
< 内訳 > 一般会計繰入額		392,482
基金繰入額		42,500
保険税所要額		669,602

3. 世帯及び被保険者別の平均保険税額

(単位：円)

区 分	令和6年度 (当初) (a)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度 (当初) (b)	当初比較 (%) (b)/(a)
1人当たり保険税額 (医療分+後期分)	85,461	85,682	89,532	104.76
1世帯当たり保険税額 (医療分+後期分)	125,139	125,463	129,780	103.71
1人当たり保険税額 (介護分)	23,065	22,704	24,152	104.71
1世帯当たり保険税額 (介護分)	26,655	26,100	27,833	104.42

世帯数・被保険者数・診療費の年次別推移

第5表

年度	区分	世帯数 年間平均 (世帯)	被保険者数 年間平均 (人)	診療費				
				件数 (件)	受診率 (%)	費用総額 (千円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)
4	(3月～2月)	5,964	9,012	154,230	1,711.38	4,423,692	28,682	490,867
	対前年比(%)	96.93	95.64	97.66	102.11	100.65	103.07	105.24
5	(3月～2月)	5,740	8,554	150,635	1,760.99	4,245,105	28,181	496,271
	対前年比(%)	96.24	94.92	97.67	102.90	95.96	98.25	101.10
6	(見込) (3月～2月)	5,600	8,200	144,120	1,757.56	3,957,169	27,457	482,582
	対前年比(%)	97.56	95.86	95.67	99.81	93.22	97.43	97.24
7	(見込) (3月～2月)	5,450	7,900	140,639	1,780.24	3,933,108	27,966	497,862
	対前年比(%)	97.32	96.34	97.58	101.29	99.39	101.85	103.17

国民健康保険に関する用語解説

【国民健康保険税（料）】

国民健康保険法により、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収するもの。（市町村は地方税法により国民健康保険税で徴収することができます。）

基礎課税額（医療給付費分）と後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等分）と介護納付金課税額（介護保険分）を合わせたもの。

- ・医療給付費分 被保険者の医療給付費などに充てられる費用についての保険税。
全ての被保険者が対象。
- ・後期高齢者支援金等分 後期高齢者医療制度の被保険者の医療給付費を支援するための保険税。
全ての被保険者が対象。
- ・介護納付金分 介護保険の第2号被保険者としての保険税。40歳以上で64歳までの被保険者のみが対象。

【国民健康保険事業費納付金】

都道府県が国保事業に要する費用に充てるため市町村から徴収するもので、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して市町村ごとに決定したもの。

【標準保険料率】

都道府県が標準的な住民負担の「見える化」を図るとともに、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を市町村ごとに設定するもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）】

保険給付を行う主体は市町村であり、保険給付に必要な費用はすべて都道府県が賄う。この保険給付に要する費用等に対し、市町村に支払われるもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）】

都道府県から市町村に、市町村の特別な事情に応じて支払われるもの。具体的には市町村への特別調整交付金分、都道府県繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診等費用の3分の2負担分など。

【保険者努力支援制度】

国が保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し、医療費適正化への取組や収納率向上に関する取組などについて、客観的な指標に基づき、交付金を交付する制度。インセンティブ強化を図り、保険者機能の役割を發揮してもらい、国保の財政基盤を強化することに狙いがある。